

「山口マイスター」認定の概要

山口マイスターは「山口マイスター認定要綱」に基づき、山口県知事が認定する。

1 認定の月日及び場所

令和6年11月 山口市（予定）

2 認定の方法

山口マイスター被認定者に認定証、山口マイスター章及び記念品を授与する。

3 被推薦者について

当該技能に関し叙勲、褒章、大臣表彰、山口県選奨、高度熟練技能者の認定、全技連マイスターの認定及び山口県優秀技能者表彰を受けたことがある者は推薦の対象とならないので留意すること。

県内に住所を有する者又は県内の事業所に就業する者で、下記の全ての要件を充たす者とする。

- (1) 1級の技能検定（単一等級の技能検定を含む。）に合格した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者
- (2) 技能の継承及び技能者の育成に意欲的に取り組む者であって、認定後、山口県が開設するものづくり熟練技能者データベース（※）への登録が可能な者。
- (3) 人格及び指導能力に優れた者であって、他の技能者の模範となると認められるもの

（ ※ものづくり熟練技能者データベース
次代を担う技能者の育成を図るため、ものづくりの分野で優れた技能・技術をもつ方々を紹介するものです。 ）

4 推薦手続について

- (1) 市町、団体及び事業所が推薦できる人数は1名とする。
- (2) 団体及び事業所が推薦する場合は、被推薦者の就業先が所在する市町長（被推薦者が県外の事業所に就業している場合は、被推薦者が居住する市町長）を通じて推薦書類を提出すること。

5 留意事項

- (1) 全ての書類はA4版に統一すること。
- (2) 調書は、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。
- (3) 技能検定、免許・資格等及び表彰について推薦調書に記載した場合は、全ての合格証書、免許証、表彰状等の写しを添付すること。
- (4) 審査のために提出を受けた一切の書類は返却しないので、返却を要する資料の提出は行わないこと。
- (5) 提出書類に記載された個人情報、山口マイスターの審査及び認定以外の目的に

は使用しない。ただし、被認定者については、原則として、氏名、年齢、職種、就業先、住所のある市町名、技能功績概要等を公表することになるので、推薦者はあらかじめ被推薦者の同意を得ること。

- (6) 被推薦者の推薦後に、被推薦者が禁固以上の刑に処せられ、若しくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合又は提出書類の記載内容に変更（死亡、病気、人事異動、転職、住所変更等）若しくは誤りがあった場合には、速やかに連絡をすること。
- (7) 推薦書類の提出の流れ

